諮問番号：平成２８年度諮問第１１号

答申番号：平成２８年度答申第９号

答　申　書

第１　審査会の結論

　　　○○市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成２８年８月２４日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別障害者手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第２　審査関係人の主張の要旨

（１）審査請求人

　　ア　審査請求書に記載されている審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。なお、反論書の提出はなかった。

(ｱ)　審査請求人は、平成２８年１月４日に特別養護老人ホーム○○○へ入所したことを理由として、特別障害者手当の受給資格を同日に喪失したとの処分を受けた。

　　 (ｲ)　審査請求人は、平成１４年１月に身体障害者１級、平成１５年３月に精神障害者１級の各手帳の交付を受けた。

　　　　　 しかし、当時特別障害者手当の受給資格があるとの教示を受けなかったため長らく申請をすることなく時間が経過し、平成１８年になって受給資格のあることを知り、その後申請により平成２８年に至るまで特別障害者手当を受給してきた。

　　　 (ｳ)　ところで、今般については、施設に入所すると特別障害者手当の受給資格がなくなることを知らず、施設に入所した結果受給資格を喪失したものである。今回についても施設に入所すると受給資格がなくなる旨の教示を受けたことがないものである。

　　　 (ｴ)　上記のような申請人において適切な権利行使が可能なような教示を欠いたまま不利益な処分を課すことは憲法３１条適正手続条項に違反する違法なものである。

　　　イ　大阪府行政不服審査会に提出された主張書面及び同審査会が実施した口頭意見陳述における主張の要旨は次のとおりである。

　　　 (ｱ)　特別障害者手当の資格喪失の件については、了承する。

　　　 (ｲ)　処分庁から今年の受給金額を返納するよう求められていることについて不服がある。処分庁の見解が示されなければ同意できない。

　　　 (ｳ)　平成１７年１０月に友人からの指摘により特別障害者手当の存在を知り、急ぎ申請を行い、平成１８年からの受給に至った。

　　　 (ｴ)　平成１４年から平成１８年まで受給の権利を有しながらも教示がなかったため受給できなかったことについて、最も不服がある。処分庁に教示の義務があると思う。

（２）審査庁

　　　ア　本件審査請求は、棄却すべきである。

　　　イ　行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「行審法」という。）に基づいて行うことができる審査請求とは、行政庁の処分又は不作為についての不服申立てである（行審法第２条、第３条、第４条）。そして、「行政庁の不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにかかわらず、これをしないことをいう。

　　　　　したがって、仮に審査請求人の主張のとおり、処分庁が平成１４年当時、特別障害者手当の制度及び申請手続についての情報提供をしていなかったとしても、かかる情報提供の不存在は「行政庁の不作為」とは言えない。よって、審査請求人の主張について行政不服審査請求によってこれを争うことはできないと考える。

第３　審理員意見書の要旨

（１）審理員意見書の結論

　　　　本件審査請求は、棄却されるべきである。

（２）審理員意見書の理由

ア　本件に係る法令等の規定について

　　　 (ｱ) 特別障害者手当は、法及び関係規定に基づき、一定の要件を満たした障がい者に対して支給されるものである。

　　　　　　なお、特別障害者手当の支給にあたっては、法第２６条の５が準用する第１９条において市町村長が受給資格者の認定を行うこととされており、○○市に在住する審査請求人に対する受給資格者の認定権限は同市長たる処分庁が有している。

　　　 (ｲ)　特別障害者手当の支給要件については、法第２６条の２に規定さ

　　　　　れており、同条第２号には「障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。」には支給要件を欠く旨規定されている。

　　　 (ｳ)　そして、厚生労働省令（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支

　　　　　給に関する省令（以下「規則」という。）第１４条第３号には「老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム」が規定されている。

　　　　　　以上のことから、老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している場合は、法及び規則の規定により、支給要件を欠くこととなる。

　　　 (ｴ)　特別障害者手当の受給資格喪失については、規則第１６条で読み

　　　　　替えて準用する第９条において、受給者は、法に定める支給要件に該当しなくなったときは、速やかに届書を手当の支給機関に提出しなければならない旨規定されており、提出を受けた支給機関は、受給資格を欠くことを確認の上、規則第１１条（第１６条で準用）に基づき受給資格喪失を届出者に通知することとされている。

　　　　　　また、受給者は、規則第１６条で読み替えて準用する第５条において、毎年現況届を提出することとされている。

イ　本件処分の適法性について

　　　 (ｱ)　平成２８年８月１５日、処分庁は、審査請求人より受理した現況届の「⑤施設への入所状況」欄に、「１　入所している　（施設名　○○○）（平成２８年１月　日から）」と記載されていることを確認し、同日当該施設の担当課に連絡して、審査請求人が当該施設に入所していることが事実であることを確認した。また、「○○○」は老人福祉法に規定する特別養護老人ホームである。以上より、審査請求人は平成２８年１月の時点で、法第２６条の２第２号に該当し、手当の支給要件を欠いていると言える。

　　　　　　また、処分庁は、規則の定めに従って確認結果に基づき審査請求人から届出を徴取した上で、受給資格の喪失を審査請求人に通知しており、本件処分に至る手続に違法はない。

　　　 (ｲ)　なお、審査請求人は、支給要件についての教示がなかったことが適正手続違反と主張している。この点、処分庁は、平成１８年１月６日に送付した手当の認定通知書に資格喪失の要件を記載して通知している旨主張し、平成１８年当時使用していた認定通知書の様式を提出している。しかし、審査請求人に送付した認定通知書の写し等が示されておらず、当時審査請求人に対して教示がなされたかどうかついては確認できなかった。

　　　　　　しかし、ア(ｲ)で述べたように、支給要件は法に明記されているものであることから、仮に教示がなかったとしても、そのことから直ちに本件処分が適正手続違反として取り消されるべきものとはならないと考える。

　　　 (ｳ)　以上より、処分庁の行った本件処分に至る資格喪失の判断及び手続は適正なものと言える。

第４　調査審議の経過

平成２８年１２月９日　　諮問の受付

　　　平成２８年１２月１３日　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通

　　　　　　　　　　　　　　　知等（主張書面等の提出期限：１２月２８日、

　　　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：１２月２８日）

　　　平成２８年１２月１６日　第１回審議

　　　平成２８年１２月２６日　審査請求人から主張書面及び口頭意見陳述申立書を受領

平成２９年１月６日　　　審査庁から主張書面を受領

　　　平成２９年１月１６日　　第２回審議

　　　平成２９年２月８日　　　口頭意見陳述・第３回審議

平成２９年２月２１日　　第４回審議

第５　審査会の判断の理由

審査請求人は、特別障害者手当の資格喪失の件については了承する旨主張しているが、本件審査請求は取り下げられていないことから、本件処分に不服があると理解して、以下検討する。

法第２６条の２は、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当を支給すると規定し、ただし、同条第２号において、その者が障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で規則で定めるものに入所しているときは、この限りでない旨定めている。

　　　そして、規則第１４条第３号は、法第２６条の２第２号の規則で定める施設は、老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームと定めている。

　　　よって、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームに入所している場合は、特別障害者手当の支給要件を欠くことになる。

　　そこで本件についてみると、審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録（審査請求書、弁明書等））によれば、①平成２８年８月１５日付け「（平成２８年度）特別障害者手当現況届」には、審査請求人が平成２８年１月から「○○○」に入所している旨記載されていること、②平成２８年８月１５日付け「特別障害者手当資格喪失届」には、審査請求人が同年１月４日から「特別養護老人ホーム　○○○」に入所している旨記載されていること、③平成２８年８月１５日、処分庁は、「○○○」に対して、審査請求人が同年１月４日に入所した旨確認していることから、審査請求人は、同日時点で、特別養護老人ホームに入所していたと認められ、法第２６条の２第２号に該当し、特別障害者手当の支給要件を欠いていたことが認められる。

したがって、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

　　　なお、審査請求人は、「処分庁から今年の受給金額を返納するよう求められていることについて不服がある。処分庁の見解が示されなければ同意できない。」、「平成１４年から平成１８年まで受給の権利を有しながらも教示がなかったため受給できなかった。」と主張する。

しかしながら、法律の周知については、法的強制を伴わない責務が認められるにとどまり、これを法的義務とするかどうかは、当該法律がこれを法的義務として規定しているかどうかによると解すべきあり、他に、これらの点について、違法又は不当であることを認めるに足りる証拠はない。

　　　したがって、審査請求人の主張は認められない。

第６　付言

　　　社会保障の受給者は、主として社会的弱者であり、特に、本件のような場合、行政機関には、障害者家庭にある者が相応の注意をもって普通の努力をすれば制度を知り得る程度に周知徹底をすることが望まれる。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）亀田　健二

委員　　　　　福田　公教

委員　　　　　松村　信夫